平成２４年（フ）第４８６０号
大阪市浪速区下寺３丁目３番10号　井上ビル７Ｅ号
破産者　吉田眞理子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２３号
大阪府東大阪市日下町７丁目１番45号、開始決定時の住所大阪府東大阪市日下町６丁目１番30号
破産者　森製作所こと　森　　治重
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３号
大阪市城東区中央１丁目１番33―205号
破産者　玉那覇光治
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７２号
広島県廿日市市串戸２丁目９番40号
破産者　山崎　忠義
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１５号
広島市佐伯区五日市中央３丁目９番27―101号、開始決定時の住所広島県廿日市市宮園８丁目３番地12
破産者　西村　哲明
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０号
福岡県久留米市城島町浮島432番地
破産者　坂井三樹夫
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３号
福岡県田川郡糸田町1645番地
破産者　鎌田すえみ（旧姓阿南）
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第９号
福岡県田川市大字伊田4978番地
破産者　早瀬　利信
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２６２号
横浜市戸塚区汲沢町1282番地130　為田方２Ｆ
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第５４号
滋賀県米原市上多良299番地
破産者　西川　一郎
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
兵庫県明石市魚住町清水1320番地の１、前住所福岡県糸島市波多江駅北１丁目３番１―1004号
破産者　増田　　卓
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
兵庫県明石市松江432番地の１　シーサイドパークⅡ202号、前住所兵庫県明石市林１丁目９番22号
破産者　飯塚　岳也
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１２３号
京都市右京区梅津北川町15番地６、開始決定時の住所広島市西区高須台５丁目９番10―101号
破産者　中本　憲治
1　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで
2　一般調査期日　平成25年９月25日午後４時
平成25年７月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８号
広島県廿日市市阿品台西３番28―402号
破産者　北　みどり（旧姓山田）
1　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで
2　一般調査期日　平成25年10月21日午後４時
平成25年７月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７９号
長野県須坂市大字日滝1074番地の３
破産者　湯本　忠夫
1　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
2　一般調査期日　平成25年10月７日午前11時30分
平成25年７月22日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１３０号
東京都杉並区天沼３丁目２番２号　荻窪勧業ビル３階
破産者　株式会社レッスンの友社
1　破産債権の届出期間　平成25年８月27日まで
2　一般調査期日　平成25年10月28日午前10時30分
平成25年７月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５号
島根県益田市戸田町イ492番地４
破産者　宮内　智士
1　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
2　一般調査期日　平成25年10月15日午前11時
平成25年７月23日　松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１４号
沖縄県沖縄市園田１丁目14番13号、住民票上の住所沖縄県沖縄市園田１丁目２番５号　ライオンズマンション園田501
破産者　護得久朝民
1　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
2　一般調査期日　平成25年10月22日午前11時
平成25年７月22日　那覇地方裁判所沖縄支部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第２２８８号
大阪市北区西天満２丁目９番７号
破産者　株式会社ドン・コーポレーション
1　期日　平成25年８月23日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部